

徳島県告示第六百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る 事業所の名称	指定に係る 事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
有限会社アピスフ アイマ	徳島市春日二丁目五 四六	ハッピー薬局大津店	鳴門市大津町矢倉字六ノ越 一 一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和二年八月 三十一日